

一般社団法人 東京都リハビリテーション専門職協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都リハビリテーション専門職協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を渋谷区に置く。

2 この法人は、従たる事務所を新宿区及び豊島区に置く。

3 この法人は理事会の決議によって従たる事務所を変更及び設置することができる。

(目的)

第3条 東京都内のリハビリテーションの専門職種である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が情報交換、連絡及び協議することでリハビリテーションの普及啓発を図り、東京都民の保健・医療と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 東京都におけるリハビリテーション専門職の人材育成と研鑽に関する事業

(2) 地域におけるリハビリテーション支援体制に関する事業

(3) 東京都民に対するリハビリテーション専門職の啓発と健康促進に関する事業

(4) 公益社団法人東京都理学療法士協会、一般社団法人東京都作業療法士会、一般社団法人東京都言語聴覚士会（以下「三士会」という。）の共通の指標、評価法の開発、啓発に関する事業

(5) その他、地域リハビリテーションの推進に関し三士会の協働が必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 公益社団法人東京都理学療法士協会、一般社団法人東京都作業療法士会、一般社団法人東京都言語聴覚士会（以下「三士会」という。）のいずれかの正会員かつその団体の推薦を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの国家資格を有する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦され、総会において承認された者

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届を提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、年会費として、社員総会（以下、「総会」とする）において別に定める額を支払う義務を負う。但し、名誉会員はその限りではない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (2) 三士会の会員資格を喪失したとき

- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

- 第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任および解任
 - (3) 理事及び監事の報酬などの額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれら附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第15条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後3箇月以内に毎年1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

- 第16条 総会は、法令に特別な定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、会長は、総会の日1週間前までに正会員に対し、総会の目的たる事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面または電磁的方法によって通知しなければならない。

- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権をもって、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項による請求があったときには、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の成立)

第19条 総会は、社員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第20条 総会の議決は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法によって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合における第20条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する

第4章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 12名以内
- (2) 監事 3名以内
 - 2 理事のうち、1名を代表理事、2名を副会長とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款のさだめるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が決議した順序でその職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第29条 理事又は監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(委員会)

- 第31条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員のうちから、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(構成)

- 第32条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定
- (2) 法人の業務執行の決定
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の決定
- (4) 規程の制定、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令の別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法により表決した理事は、理事会に出席をしていなくとも、会議の出席者数に含める。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 財産及び会計

(財産の種類)

第39条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第41条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会において報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記録した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第44条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

（剰余金の分配の禁止）

第45条 この法人は剰余金の分配は行わない。

（会計原則等）

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

（解散）

第48条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに定める事由のほか、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益認定法第5条第17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附 則

1. この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
2. この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他 財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。
3. この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。
4. この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	森島 健
設立時理事	田中 勇次郎
設立時理事	西脇 恵子
設立時監事	三沢 幸史
5. この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。